

ポイントアッププレゼントについて

「ポイントアッププレゼント」は、お客様のお取引に応じてポイントが貯まり、好きな景品と交換いただけるサービスです。

1 対象者

当金庫にお取引のある個人のお客様が対象者となります。

2 お取引ポイント

ポイントの対象となるお取引項目およびそのポイントは次のとおりです。

換算・集計は当金庫所定の基準で行います。

ポイントの種類		ポイントの計算方法	ポイント
定期性 預金	増額ポイント	対象期間中(1)の対象預金(2)の増加額10万円以上の方	10万円ごと 1ポイント
	残高ポイント	対象期間最終日における対象預金残高合計100万円以上の方	100万円ごと 1ポイント
	サービスポイント	対象期間最終日において対象預金に残高のある方	1ポイント
家計の お取引	給振ポイント	給与振込の指定があり、対象期間中に月額5万円以上で2回以上の入金があった方	1ポイント
	年金ポイント	対象期間最終日において、公的年金の受取りを指定いただいている方	1ポイント
	自動振替ポイント	対象期間最終日から2年以内に、3種目以上の自動振替の引落しがあった方(3)	1ポイント
融資の ご利用	ローンポイント	対象期間最終日において、対象融資(4)に残高のある方	1ポイント

- (1) 「対象期間」とはポイントの対象となるお取引項目を換算・集計する期間のことです。対象期間が2月1日から7月31日のポイントは7月31日に、8月1日から1月31日のポイントは1月31日に換算・集計いたします。
- (2) 対象預金とは、定期預金、エース預金、財形預金、定期積金のことをいいます。普通預金、貯蓄預金、外貨定期預金およびいっせい積立は対象外とさせていただきます。
- (3) 対象期間最終日に契約のある自動振替が対象です。また、自動振替ポイントの対象外となる契約は、口座間の資金移動契約や各種ローンの返済金引落し、住宅金融支援機構関連の特約保険料引落し契約などです。

- (4) 対象融資とは、住宅ローン、公的住宅ローン、無担保ローンのことをいいます。預金担保融資、総合口座当座貸越、随時返済型カードローン、つなぎローン、その他一部のご融資は対象外とさせていただきます。また、ご返済の遅れ等があった場合、ポイントに反映しない場合もございます。

3 ポイントの集計と使用方法

- (1) 集計されたポイントは、集計された時点のお客様情報に基づき、集計日が1月31日の場合は3月頃、7月31日の場合は9月頃にご案内します。
- (2) ポイントを景品に交換される場合は、景品交換ハガキにてお申込みいただけます。ご本人と同居のご家族のポイントを合算して、景品に交換することも可能です。
- (3) ポイントを景品に交換される場合、有効期限の近いポイント(古いポイント)から自動的に使用されます。
- (4) ポイントは、3年間(集計日から3年6ヶ月)で失効します。

4 権利の譲渡・相続の禁止

お客様のポイントは、他人に貸与、譲渡、担保提供、または相続させることはできません。

5 サービスの変更・中止

- (1) 法令の変更、金融情勢の変化等、諸事情により、お客様に予告することなく本サービスの内容を変更または中止することがあります。本サービスが中止となった場合、それまでに累積したポイントは失効します。
- (2) お客様が当金庫所定の規程などを履行されない場合や、その他相当の事由があると当金庫が判断した場合には、お客様に通知することなく、本サービスを変更・中止することがあります。

6 免責事項

災害・事変など当金庫の責めに帰すことのできない事由、または裁判所など公的機関の措置などやむをえない事由により、景品の発送およびポイントの取扱いが遅延したり不能となった場合、それにより生じた損害について当金庫は責任を負わないものとします。

7 準拠法・合意管轄裁判所

ポイントアッププレゼントの準拠法は日本法とします。本サービスに関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とします。

以上